

## 戦後日本の障害児就学をめぐる政策過程(3) : 公立 養護学校整備特別措置法の立法過程

雪丸, 武彦  
長崎県立大学経済学部地域政策学科 : 講師

<https://doi.org/10.15017/25366>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 15, pp.7-14, 2012-09. The Laboratory of Educational  
Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



# 戦後日本の障害児就学をめぐる政策過程（3）

## —公立養護学校整備特別措置法の立法過程—

雪丸 武彦  
(長崎県立大学／講師)

### I はじめに

### II 法案作成の過程

### III 法案の審議過程

### IV 小括

#### I はじめに

本稿は公立養護学校整備特別措置法（以下、特別措置法）が国会の場において制定されるプロセスを専門性確立の影響の観点から明らかにし、同法制定の要因を明らかにすることを目的とする。筆者は別稿において、同法が制定されるまでに文部省内のセクションと深く結びついた全日本特殊教育研究連盟等の専門家集団が結成され、また全国精神薄弱児育成会（以下、親の会）が組織化され、その間の連携がとられたことを示した。そしてまた、専門家集団により障害児の判別基準が作成され、障害児の出現率が測定されたことを明らかにした（雪丸 2010）。本稿はこれ以降に同法が具体的に立法化されたプロセスを明らかにする。

同法の立法化のプロセスはその制定運動に関わった関係者により断片的には明らかにされているが（松本 1962、藤島 1980）、国会の議事録を使用して細かに示したものはなく、またその成立の要因を分析したものはない。本稿では衆・参議院の文教委員会、本会議の議事録<sup>(1)</sup>、及び法案作成に関わったアクターの著作、発言からそのプロセスを描くこととしたい。また、筆者は平成 22 年 11 月 9 日に、制定当時特殊教育室の室員（専門職員）であった山口薫氏にインタビューを実施した。本稿では同氏のインタビュー記録も一部使用する。

前稿までに述べた通り、戦前から全国的に設置が進められた盲・聾学校の就学義務制は運動の影響もありすぐに実現されたものの、全く設置のなされていない養護学校については就学義務制を実現することは不可能であった。就学義務制ではない→国庫補助がなされず設置が進まない→就学義務制を実現できないという「悪循環」（辻村 1972 :

149、辻村 1974 : 5）から抜けられず、障害児の就学を保障する養護学校の設置は極めて困難な状況にあった。また、文部省内でも障害児教育の施策は優先順位が低く、専門のセクションが置かれることさえかなり遅れていた（雪丸 2010 : 15）。

もっとも文部省は全くの無策であったわけではない。昭和 29 年 6 月の「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の成立に際して盲ろう者以外の障害のある者の教育の充実のため「関係法令及び教育施設の整備其の他必要な措置を速やかに講ずること」（衆議院）、「関係法令及び養護学校、特殊学級等の教育施設の整備其の他必要な措置を速やかに講ずること」（参議院）が附帯決議として採択され、また昭和 29 年 12 月 6 日の中教審「特殊教育ならびにへき地教育振興に関する答申」では「養護学校を義務制とする前提として、その設置を進め、これを設置しようとする地方公共団体に対して、国は財政補助を講ずること」が求められていた。これを背景に、昭和 30 年度には東京、大阪における公立養護学校 2 校（精神薄弱、肢体不自由）の新設経費（特殊教育施設整備費 17,482,000 円）を獲得するまでに至っていたからである<sup>(2)</sup>。文部省は就学義務制の対象ではない養護学校の設置のために、言うなればきっかけ作りから徐々に進めようとしており、漸進的な障害児教育施策の推進を考慮していた。

これに対して歩みの遅さを感じていたのが文部省の障害児教育のセクションや専門家集団、親の会、日本教職員組合（以下、日教組）であった。確かに 30 年度は上記予算を獲得し、翌年度の予算要求でも施設整備費が継続計上されたものの、教職員給与費、教材費等の負担は都道府県、市町村に課され、設置が進むことは難しいことが予想さ

れたからである。本稿ではそれらのアクターが養護学校設置を加速化する法案をいかに作り、成立に向けてどのような動きをしたのかを明らかにする。その上で、立法化を可能にした要因について分析することとする。

## Ⅱ 法案作成の過程

### 1. 辻村泰男による協議会の設立

文部省初等中等教育局特殊教育室の室長であった辻村泰男は就任以来昭和 27、28、29 年度と養護学校、特殊学級の建築費、設備補助費の要求を行ったが大蔵省に全て認められなかった。これを受け辻村は昭和 30 年 3 月 10 日に「養護学校整備に関する打合会」を開き、予算資料をもとに養護学校整備を進めるための議論を行っている（全国肢体不自由養護学校長会 1969：118）<sup>(3)</sup>。そして打合会の結果、施設整備の推進のため「養護学校・特殊学級整備促進協議会」（以下、協議会）を結成することが決定され、参加者の一部が発起人となり 3 月 18 日、文教関係の国会議員を招いた結成大会が衆議院第一議員会館で開催された（同：118）。協議会には全国精神薄弱児育成会、全日本特殊教育研究連盟、日本肢体不自由児協会、肢体不自由児教育行議会、肢体不自由児教育振興会、小児マヒ父母の会、全国特殊教育担当指導主事協議会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国都道府県教育委員会委員協議会の 10 団体が参加し、以後の特別措置法制定の陳情の母体となった。

その後昭和 30 年度予算は計上されたものの、辻村は法的措置の必要を感じ、「辻村メモ」と表現される「養護学校及び特殊学級による特殊教育を促進するために必要な法的措置」8 項目を作成した（財団法人心身障害児教育財団 1981：30-31、全国肢体不自由養護学校長会 1969：120）。7 項目目の○には数字が記入されていない。

- 1 義務教育該当年齢の子女を養護学校に就学させている保護者は、就学義務を履行しているものと見なすこと（関係法律・学校教育法）
- 2 公立の養護学校の小学部及び中学部において必要な教材費の一部を国庫負担とすること（関係法律・義務教育費国庫負担法）

- 3 公立の養護学校の小学部及び中学部の職員の給料その他の給与についてその二分の一を国庫負担とすること（関係法律・義務教育費国庫負担法及び市町村立学校職員給与負担法）
- 4 公立の養護学校の施設建設に要する経費についてその二分の一を国庫負担とすること（関係法律・公立学校施設費国庫負担法）
- 5 公立養護学校職員については盲学校及びろう学校職員と同一の給与水準を適用すること（関係法律・一般職の職員の給与に関する法律）
- 6 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律による就学奨励費の支給を養護学校就学者についても実施すること（関係法律・盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律）
- 7 一定水準の人口を有する市町村は、人口〇万につき一学級の特殊学級をその設置する小学校に、人口〇万につき一学級の特殊学級をその設置する中学校に設けなければならないものとする（関係法律・学校教育法）
- 8 特殊学級を担当する教員に対し特別な手当を支給する等俸給の調整をすること（関係法律・一般職の職員の給与に関する法律）

### 2. 日教組による懇談会の設立

一方、日教組も同時期に就学義務制実現への運動を開始している。日教組の義務制実現のねらいは教職員給与の改善にあった（日本教職員組合情報宣伝部編 1955）。昭和 28 年度までの日教組の年度方針では義務制についての記述は見られないものの、昭和 29 年度の運動の方針を決める第 11 回大会（北海道）で「貧困、精神薄弱や身体障害によって生ずる不就学者の就学対策を講じ、その完全就学と義務制促進につとめるとともに、勤労青少年のための教育を拡充する」ことを掲げ、運動の推進を取り決めている。（日本教職員組合情報宣伝部編 1954）。以降、特殊学校部の部長今村治が中心となり養護学校の義務制や特殊学級の設置推進を図る特殊教育振興法の制定が目指されている<sup>(4)</sup>。今村はこれらの促進のため、昭和 30 年 12 月 15 日、第 1 回の「精神薄弱・肢体不自由児などの就学義務制促進運動に関する懇談会」（以下、懇談会）を神田の教育会館第 3 集合室で開催し、これに今村ほか、協議会の中心メンバーである松平保

平や小宮山倭、また 11 月に親の会の理事に就任した仲野好雄、その他日本肢体不自由児協会事務局長、盲、聾学校長会代表が参加した。

そして懇談会では先述の「辻村メモ」を参考に養護学校の設置促進のための試案を作成した。この際「辻村メモ」が法文化の骨子となったものの、辻村が表立って法案作成に関わることは立場上困難であることから、松本の意見として主張するようにと辻村は述べたという（松本 1962）。この法文化のために懇談会のメンバーは度々法制局を訪れたが、「日教組のメンバーは玄関までというエピソード」（藤島 1980：54）もあったことから、日教組が法案作成に関わっていることは公のものとなされたわけではないようである。当初の案は「養護学校並びに特殊学級の設置促進のために関係法令を準用させる臨時措置法案」であったが、養護学校と特殊学級を 1 つの法律として法制化することは困難であることから分離して検討することとし、昭和 30 年 3 月 23 日に第六次試案「養護学校教職員の給与費並びに養護学校設置等のために必要な関係法令を準用する臨時特例等に関する法律案」を練り上げ、法案の原案はこの第六次試案とされる（同：54）。

日教組特殊学校部の発行した昭和 31 年 3 月 12 日付「特殊学校部速報 No. 21」（教発五三六 整理五六五）では、「養護学校の設置等のために必要な関係法令を準用させる臨時措置法案—近く法案作業に入る。精神薄弱・肢体不自由児などの就学義務制促進大会を頂点にもり上げ。13 日、第一議員会館」との第三次試案の名称のついた見出しで次のように記述がなされている。

精神薄弱・肢体不自由児などにも就学、設置義務を促進させるために、関係法令を準用させて国庫から負担（補助）金を交付させて財政措置を行なわせる。そのために、関係法令を準用させる立法化については近く法案作業に入る。この法案成立のためにも、関係者の熱誠な陳情を議員さんにして貰いたい。中央では 13 日の精神薄弱・肢体不自由児就学義務促進大会から連日、波状陳情を展開するよう手配を進めている。

この法案は何れも参議院先議とし、参議院文教委員各派共同提案とするよう、目下その工作を進めている。

原案作成を進行させつつ、関係者への「波状陳情」を進める様子が述べられている。実際協議会、懇談会では 12 月以降、議員、大蔵省に対して度重なる陳情を実施している（全国肢体不自由養護学校長会 1969：125-126）。この陳情では後述する障害児及び出現率の過大な数値が利用されている。

なお、参議院先議とする理由は判然としないが、13 日の精神薄弱・肢体不自由児教育義務制実施促進大会に出席していた参議院文教委員長の飯島連次郎が同法案を各派共同提案とする意向をもって（同：131）、衆議院に比し審議が進められやすいと考えたからと推測される。

### Ⅲ 法案の審議過程

#### 1. 第 24 回国会の位置

昭和 30 年が日本政党史上一つの画期をなした年であったことは周知のことである。すなわち、同年 10 月に社会党右派、社会党左派の統一により日本社会党が、11 月に自由党と民主党の保守合同により自由民主党が結成され、保守対革新の対立図式が形成された年であった。そしてこの対立図式のもとで激突したのが第 24 回国会であった。

特別措置法案が提出された第 24 回国会（常会）は昭和 30 年 12 月 20 日から昭和 31 年 6 月 3 日までの 167 日間の会期であった。第 23 回国会（臨時会）において総辞職後首班指名選挙にて指名された鳩山一郎が第 3 次鳩山内閣を組閣し、文部大臣は清瀬一郎、文部政務次官は竹尾式が就任した。第 24 回国会は本格的な保革間の議論が交わされることとなった。なお、第 23 回国会時の衆・参院の政党議席を確認すれば、次の通りである。自民党は両院で第一党であり、衆議院では議会定数の過半数を占めている。一方参議院では自民党単独では過半数を占めていない状況であった。

| 衆議院    |           | 参議院    |           |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 自民党    | 299       | 自民党    | 118       |
| 社会党    | 154       | 社会党    | 68        |
| 小会派クラブ | 8         | 緑風会    | 47        |
| 共産党    | 0         | 共産党    | 0         |
| 無所属    | 3         | 17 控室  | 4         |
|        |           | 無所属クラブ | 9         |
| 計      | 467(欠員 3) | 計      | 246(欠員 4) |

ところで特別措置法の審査の前に教育行政をめぐる対立を深める議案（教育3法）が内閣から上程されていた。第1に地方教育行政の組織及び運営に関する法律案（以下、地教行法案）、第2に、臨時教育制度審議会設置法案（以下、臨教審案）、第3に教科書法案である。このうち第2の臨教審案は占領期に形作られた教育制度の改正を目指して鳩山一郎内閣、なかでも清瀬一郎文部大臣が中心となり法案をまとめ、国会に提出したものである。法案は昭和31年2月2日に衆議院内閣委員会に付託され、22、25日には文教委員会と連合審査会を開いた。同法案は3月9日に質疑を終了し、採択により可決され、13日に本会議に送られた。この法案は日本社会党から「教育制度及びその内容を極端に逆行させて時の権力の統制のもとに置こうとする」<sup>(5)</sup>と強い反対があったものの賛成者多数で可決された。その後参議院内閣委員会に付託されたが、地教行法案、教科書法案が議論の中心となり、清瀬文部大臣肝煎りの臨教審法案は審議未了となった。

また、第3の教科書法案も、「保革対立の激しい政治的な環境の中」「国会対策上から、清瀬大臣は何よりもまず地教行法案を通そうと」（木田1987:224）一本に絞ったことにより審議未了となった。

この間の厳しい審議日程については5月24日、臨教審法案の審議される内閣委員会で清瀬文部大臣が次のように述べている。審議過程において保革対立の影響から極めて法案が通りにくい状況が分かる。

教科書法というのが七十カ条以上、それから世間で教育委員会といいます、本名は地方教育行政の組織及び運営という、これも九十カ条ほどの条文がありまして、日夜そこへ出席いたしまして、午前中参議院へ行けば、午後は衆議院と、十五分間だけしか食事の時間が与えられておりません。刑務所の労働よりもなおえらいのですよ。昨晚のごときは、本会議でありましたが、夜を徹して、きまったのは朝の三時半です。四時半に家へ帰って六時まで寝て、きょうは朝から文教委員会へ出て、午後はこちらへ出ておるのであります。

## 2. 参議院での審議

このような厳しい日程の中で特別措置法案は参議院先議によって審議が開始された。これは日教組が当初計画した通りとなっている。

3月9日、文教委員会では理事会を開き以後の進行の確認をしている。この中で「左の件については問題点を要綱にまとめ、立法を要する事項及び決議事項について検討を行った後適当な措置をとること」として「へき地教育振興」「高等学校定時制教育振興」「私立博物館に対する物品税の撤廃」「盲学校及びろう学校の高等部生徒に対する教科用図書購入費補助」に合わせて「養護学校教育振興」が挙げられている<sup>(6)</sup>。

さらに、4月10日に文教委員会開会前に開催した理事会では上記の議案を焦点化しており、「従来当委員会において調査を行なって参りました諸案件のうち、早急に解決すべきものについて理事会を通じて折衝を行な」い<sup>(7)</sup>、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案」「公立養護学校整備特別措置法案」「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案」の3案をまとめ、同日の文教委員会に提案している。そしてこれらの案を「各会派にお持ち帰りの上、御了解を願ひまして」、4月17日の文教委員会での決定を目標として進行をはかることが確認されている。この後、12、16、17日には協議会、懇談会によって文教委員会常任委員への陳情活動が実施されている（全国肢体不自由養護学校長会1969:126）。17日の文教委員会では「都合によりいまだ成案を決定する段階に至っていないため」<sup>(8)</sup>、4月20日に延期することとしている。そして4月20日の文教委員会では「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する件」「公立養護学校整備特別措置に関する件」「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に関する件」が議題とされ、同日新しく委員長に指名された加賀山から次の発言がなされている<sup>(9)</sup>。

先般来当委員会におきましては、以上の三件につきまして、法律案を提出するため、各派で熱心に検討と折衝を続けて参ったのでございますが、今回ようやくその案が固まって参りましたので、お手元に配布してございますが、お手元

に差し上げました内容を、以上三件に関する法律案とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上のプロセスにより文教委員会提出の法律案ができた。この発言の後に、国会法では各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては内閣に対して意見を述べる機会を与えなければならない（国会法 57 条の 3）とされており、この規定に基づき清瀬大臣が特別措置法案に関して内閣の意見を次のように述べている。

公立養護学校の整備充実をはかることについては、政府としても従来努力してきたわけであり、また、今後とも努力を行う所存でございますが、この法律案については、今後の財政負担がありますので、直ちに賛成することができないのは遺憾でございます。

なお、この意見は委員会前に開かれていた閣議において内閣意見がまとめられており（文甲 27 号）、そしてその際清瀬一郎文部大臣が閣議に供した文書には、同法案に対して上記とほぼ同様の文部省の反対意見が述べられている<sup>(10)</sup>。

さて、この後加賀山は文教委員会から法律案を提出することに異議がないか諮り、同案の提出の決定がなされた。臨教審法案とは異なり陣営対立なく一致して決定がなされたのである。その後同法案は文教委員長が提出し、文教委員会提案として本会議に付されることとなった。本会議は昭和 31 年 4 月 23 日に開議され、加賀山之雄が法案の提案理由を、昭和 29 年度に東京大学三木安正教授を中心に実施された調査に基づき説明している。すなわち、障害児童生徒数を肢体不自由児数約 12 万人、身体虚弱児数約 27 万人、精神薄弱児数 78 万余人、学齢児童生徒の総数に対して占める比率をそれぞれ 0.67%、1.55%、4.50%としている。調査者自身が驚いていた過大な数値が本会議において報告されたのである（雪丸 2010：17）。さらに加賀山は障害児の学校数、収容数を、全国に公

立 2 校、私立 4 校、計 6 校、収容する児童生徒の総数を 326 人と報告し、「きわめて少数」であると指摘した。本会議では参院の総員起立により全会一致をもって可決された。こうして公立養護学校整備特別措置法案（文教委員長提出、参法第八号）が衆議院に送付されることになった。この法案には提出理由として次の文章が加えられている。

養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として公立の養護学校の設置を促進し、かつ、当該学校における教育の充実を図るため、当該学校の建物の建築、教職員の給料その他の給与等に要する経費についての国及び都道府県の費用負担その他必要な事項に関し特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 3. 衆議院での審議

衆議院文教委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律案（内閣提出第一〇五号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出第一〇六号）、教科書法案（内閣提出第一二一号）の審査に時間を費やし、4 月 24、25 日とこれらの法案の審査を行っていた。なお協議会、懇談会では 24 日、700 余名を集めて「文部省特殊教育課独立要望全国大会」を日比谷高校において実施し、関係する議員を招待、陳情している。

そして 26 日になり特別措置法案は審査が開始された。同日には参院文教委員長の加賀山により提案理由が述べられており、その内容は参院本会議と同様に障害児の児童生徒数や就学校の現状が述べられているものである。そして以下の指摘がなされている。

このような現状のまま推移いたしますことは、教育基本法にうたわれております教育の機会均等の趣旨にもとりますばかりでなく、今日手をこまねいて彼らの教育をおろそかにいたしますことは、他日彼らの生活保障のため莫大な経費を必要とすることとなり、国策上から申しても賢明を欠くものと申さなければなりません。

しかしこの後特別措置法案は会期末前日の 6 月

2日まで審査がなされていない。地教行法案、教科書法案の審査に以後も時間を費やしていたからである。このため特別措置法案の成立の見込みはほぼなかったようである。昭和31年7月17日、宛名は不明であるが日教組委員長小林武から出された「精薄、肢体不自由児などの就学義務制促進運動に関する第九回懇談会開催についての御案内」（日教組発第31-30）では、「十中八・九まで二十四国会で成立しない暗い見通しに迫り込まれていた」と述べられている。この法案を救ったのは「一議員の献身的努力」（藤島 1980：54）である。その議員は自民党の平野三郎議員であることが指摘されている（仲野 1978：168、財団法人心身障害児教育財団 1981：35）<sup>(11)</sup>。

平野三郎は昭和24年の第24回衆議院議員総選挙に自由党から立候補し昭和33年の第28回総選挙まで5回連続で当選している。この間平野が衆議院で所属、発言した委員会は主に農林（第5、6、8、9、10、13、16、18、19回国会）、厚生（第15回国会）、水産（第19回国会）、農林水産（第22回国会）の各常任委員会のほか、科学技術振興対策特別委員会（第26、27、29、32、33回国会）であり、文教委員会で発言したのは実は同日が最初で最後である。そしてまた、平野は文教委員会の委員に同日選任され、同日辞任している<sup>(12)</sup>。平野は同日の文教委員会での発言のために委員に就任したのである<sup>(13)</sup>。その平野が法案成立に尽力したのは、平野自身が知的障害のある子どもの親であり、親の会の理事であった仲野と親しかったからである。仲野は平野に「法案通過のためご協力と奮起を懇請し、日比谷高校で大会を持ち（筆者注：4月24日に実施された先述の「文部省特殊教育課独立要望全国大会」のことを指すと思われる。）大いに氣勢をあげた」（仲野 1978：169）としている。平野はこの関わりによって同法案の本会議での採決のために調整した。

6月2日の文教委員会では平野が障害のある児童生徒数、就学校数を事務局に確認したほか、小松幹、平田ヒデによって簡潔な質疑がなされている。そして参議院と同様、竹尾文部政務次官から政府の法案に対する反対意見が述べられている。文教委員会の開議は午後1時52分、特別措置法案及び附帯決議<sup>(14)</sup>採決後の休憩が午後2時55分、再度の開議が午後3時5分、散会は午後4時33

分である<sup>(15)</sup>。一方本会議の開議が同日午後3時28分であった<sup>(16)</sup>。文教委員会の休憩後に委員会の報告書が作成され、議長に提出されたものと推察される。そして後述の通り本会議において緊急動議によって法案が議題とされ、文教委員会の経過及び結果が報告されるが、これを報告したのは文教委員長ではなく理事であった。文教委員会が開議中であったから当然であろう。

さて、本会議中に特別措置法案は長谷川四郎議員の議事日程追加の緊急動議提出によって審議が認められ、文教委員会理事山崎始男が文教委員会での審議の経過及び結果を報告した。すなわち、平野三郎、小松幹、平田ヒデらの議員によって細部にわたる熱心な検討がなされ、一方竹尾文部政務次官から財政負担の見地からの政府の反対意見があったこと、そして6月2日に質疑を終了し、平野議員によって特別措置法案に対する附帯決議案が提出され、採決の結果附帯決議を付して原案可決となったことが報告された。その後本会議では採決がなされ、この案が可決された。

#### IV 小括

こうして昭和31年6月2日、衆議院議長益谷秀次の名で公立養護学校整備特別措置法の公布が奏上されることとなり、6日には法制局長官によってその件が了承された。そして7日に閣議に供され、14日に公布されることとなった。そして昭和32年度予算にはこの法律制定により教職員給与や教材費の国庫負担がなされるようになった。これ以降、養護学校の整備は自治体で加速することになる。

公立養護学校整備特別措置法の立法化のプロセスを確認した。養護学校整備の予算措置が全く認められていなかった昭和29年段階ではこのような法制化が可能であるとはほとんど想像できなかっただろう。にもかかわらず立法化が可能であったのはなぜだろうか。立法化のプロセスを確認することで次の3点が判明した。

第1に団体間の連携の拡大である。日教組は特別措置法制定運動を振り返り「特殊学校（特殊教育）関係諸団体と協力提携して運動をすすめた。そして、かつてなかったといってよい共同運動の

成果をあげた。」と述べている（日本教職員組合情報宣伝部編 1957）。個々の団体だけでは同法の成立は困難であったと言えよう。しかし、給与改善を目指す日教組と障害児の教育機会の増加を目指す専門家集団や親の会とが養護学校義務制実現の一点において結びつき、以降協議会や懇談会によって法案が作成され、そして陳情が強力になされたのが立法化の原動力となった。

第2に、団体間の連携の拡大によって仲野と平野という繋がりが生まれ、他の法案によって時間切れの迫っていた法案決定の場を通過させるに至った。この繋がりにしに特別措置法は成立しなかったであろう。

第3に、障害のある児童生徒に関する数字である。特殊教育の対象となる児童生徒数及びその出現率は、調査実施者においても過大と認識されていた数値にもかかわらず政策過程において「独り歩き」<sup>(17)</sup>し、陳情活動に利用され、国会審議の場にも登場した。少なくとも参議院から衆議院に法案が送られるまでは、その数値が法案の必要性を訴えるものとなり、その成立の後支えとなっていたと言えよう。

以上のように公立養護学校整備特別措置法は細い糸をたどって成立に至ったと言える。別稿ではさらに特別措置法案と同時期に実施されていた特殊学級の設置促進運動について検討し、議員立法による特殊教育振興の法律化が断念することとなったプロセスを示すこととする。

## 【注】

- (1) なお、議事録の収集に当たっては国会議事録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) を利用した。
- (2) この点、養護学校の義務制が着手されるのは「1956（昭和31）年の「公立養護学校整備特別措置法」が制定されてからのこと」と指摘する論考があるが（西中 2012：305）、予算獲得年度を起点とすれば、正確には着手は昭和30年度からと言うべきであろう。
- (3) 全国肢体不自由養護学校長会（1969）によれば打合会の出席者は八木沢善次（東京都教育委員）、小宮山倭（都立青島中学校長）、松本保平（都立光明小・中学校長）、浜田成政

（大阪府教育長）、畑中英司（大阪府教委施設課長）、早瀬俊夫（大阪府教委指導課）、荒井松雄（富山県教育委員）、岡本仁（兵庫県教育委員）、恩賀一男（兵庫県教委指導部長）、安尾忠男（兵庫県教委施設課）、黒沢得男（群馬県教育長）、武光多四郎（群馬県教委保健課長）、田島治郎（群馬県教委保健課）、花岡忠男（全国精薄児育成会理事）、赤石清悦（文部省管理局助成課長）、天城勲（文部省初中局財務課長）、辻村泰男（文部省初中局特殊教育室長）、湯浅謹而（文部省初中局保健課）ほか文部省関係7名の計25名である。

- (4) なお、公立養護学校整備特別措置法制定後、社会党議員によって特殊学級の設置推進を目指す法案が3度提出されているものの廃案となっている。
- (5) 昭和31年3月13日の日本社会党西村力弥議員発言。第二十四回国会衆議院会議録第二十一号。
- (6) 第二十四回参議院文教委員会会議録第九号。
- (7) 飯島連次郎文教委員長発言。第二十四回参議院文教委員会会議録第十四号。
- (8) 飯島連次郎文教委員長発言。第二十四回参議院文教委員会会議録第十六号。
- (9) 第二十四回国会参議院文教委員会会議録第十七号。
- (10) 昭和31年4月19日、文初財第212号。なお、この文書には説明者として文部事務官2名（斎藤正、安嶋彌）の氏名が記載されている。
- (11) 平野の支援については筆者が当時の特殊教育室員であった山口薫氏に行ったインタビューでも確認されている。
- (12) 第二十四回国会衆議院文教委員会会議録第四十五号。
- (13) 付言すれば、法案の質疑の前に平野は「公立養護学校整備特別措置法案について政府に対して若干お尋ねいたしたいのでありますが、ただいま御出席の政府委員の方の御紹介をいただきたい」と発言しており、委員長はそれに対して斎藤正総務課長、竹尾政務次官を紹介している。ここからも平野にとって文教委員会は活動のフィールドではなかったことが分かる。

(14) この附帯決議は平野が提案したものであり、その内容は次の通りである。

精神薄弱、肢体不自由及び身体虚弱等の児童・生徒は、その数きわめ多く、しかもその障害の程度は多種多様である実状に鑑み、政府は本法による養護学校の整備をはかると共に、小学校及び中学校における特殊学級の設置促進についても、速かに必要な措置を講ずべきである。

右決議する。

昭和三十一年六月二日

衆議院文教委員会

(15) 第二十四回国会衆議院文教委員会会議録第四十五号。

(16) 第二十四回国会衆議院会議録第六十一号。

(17) 山口薫氏に行ったインタビューでの発言。

#### 【引用・参考文献】

- ・門永万美 (1976) 「制定の経過からみた「公立学校整備特別措置法」の意義と問題点」大阪教育大学養護教育教室『障害児教育研究報告』第 10 集、149-152 頁。
- ・木田宏 (1987) 「地教行法」木田宏監修『証言 戦後の文教政策』第一法規、211-235 頁。
- ・財団法人心身障害児教育財団 (1981) 『特殊教育三十年の歩み—戦後を支えた人と業績—』教育出版株式会社。
- ・障害児教育実践体系刊行委員会 (1984) 『障害児教育実践体系 第 8 巻 教育運動』労働旬報社。
- ・精神薄弱児実態調査委員会 (1956) 『精神薄弱児の実態』東京大学出版会。
- ・全国肢体不自由養護学校長会 (1969) 『肢体不自由教育の発展』社会福祉法人日本肢体不自由児協会。
- ・全日本特殊教育研究連盟編 (1979) 『日本の精神薄弱教育—戦後 30 年— 第 3 巻 教育の研究・運動』日本文化科学社。
- ・辻村泰男 (1951) 「はしがき」文部省『特殊児童判別基準とその解説』光風出版株式会社。
- ・辻村泰男 (1959) 「手足の不自由な子」と「ちえおくれの子」のために』『文部時報』第 984

号。

- ・辻村泰男 (1972) 『転換期の特殊教育』日本文化科学社。
- ・辻村泰男 (1974) 「養護学校の義務制と完全就学」全日本特殊教育研究連盟『精神薄弱児研究』193 号、日本文化科学社、1974 年、4-9 頁。
- ・仲野好雄 (1970) 「「手をつなぐ親の会」の誕生」教育と医学の会編『教育と医学』18 巻 3 号、慶應通信株式会社、58-65 頁。
- ・仲野好雄 (1978) 『毅明と進んだ手をつなぐ親の会運動』柏樹社。
- ・西中一幸 (2012) 「養護学校の義務制をめぐる諸問題の考察—1979 年小中養護学校に関する政令施行後の動きに焦点をあてて—」『Core Ethics Vol. 8』立命館大学大学院先端総合学術研究科、305-315 頁。
- ・日本教職員組合情報宣伝部編 (1954) 「日教組教育情報」第 277 号、昭和 29 年 6 月 10 日。
- ・日本教職員組合情報宣伝部編 (1955) 「日教組教育情報」号外、昭和 30 年 6 月 20 日。
- ・日本教職員組合情報宣伝部編 (1957) 「日教組教育情報」号外、昭和 32 年 7 月 10 日。
- ・藤島岳 (1980) 「第 17 回大会シンポジウム報告「公立養護学校整備特別措置法」の制定とその歴史的意義」『特殊教育学研究』第 18 巻第 2 号、53-55 頁。
- ・松本保平 (1962) 「公立養護学校整備特別措置法案をめぐる」東京都立光明養護学校『光明三十年 都立光明養護学校記念誌』、47-52 頁。
- ・文部省 (1978) 『特殊教育百年史』東洋館出版社。
- ・文部省 (1981) 『学制百年史』。
- ・雪丸武彦 (2010) 「戦後日本の障害児就学をめぐる政策過程 (1) —公立養護学校整備特別措置法制定までの専門性の組織化—」九州大学大学院人間環境学研究院 (教育学部門) 教育経営学研究室／教育法制論研究室『教育経営学研究紀要』第 13 号、11-20 頁。

#### 【付記】

本稿執筆に当たっては東京学芸大学名誉教授、日本ポーター協会会長山口薫氏にインタビュー協力を得た。記して感謝申し上げます。